

埼玉県消費生活基本計画(第7次)の進捗状況

○評価項目137項目の自己評価

自己評価	項目数
A (高い水準で実施した)	13
B (適切に実施した)	123
C (達成水準を下回り 適切に実施できなかった)	1
合計	137

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
1 問題解決体制の充実									-
(1) 消費者相談体制の充実									-
ア 相談・苦情処理体制の充実	(ア)	消費者の権利及び利益の確保を図るため、県消費生活支援センターに消費生活相談員を配置し、消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせん等を行います。また、高度で解決困難な事案や広域的に対応が必要な事案については消費者問題解決プロジェクトチームで対応するほか、職員・相談員の資質向上のための研修を実施します。	相談・苦情受付件数(件数)	10,000件	1 消費生活支援センターに消費生活相談員18人を配置し、消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせん等を行った。また、主任消費生活相談員を7人配置した。 2 高度で解決困難な案件や広域案件について、主任消費生活相談員、相談担当職員及びアドバイザー弁護士で構成される「問題解決プロジェクトチーム」の活用により対応した。 3 職員・相談員研修の開催及び他機関主催研修への派遣 (1) 消費者契約に関する基礎法令事例研究会(12回) (2) 消費者行政担当職員・消費生活相談員向け研修(5回) (3) 国民生活センターの消費生活相談員研修への派遣(25人)	10,774件	B	1 消費生活相談員の配置や問題解決プロジェクトチームの設置により、高度に専門的知見が必要な案件を含め、相談事案の円滑な解決が図れた。 2 職員・相談員研修の開催等により、複雑・多様化する相談事案に適切に対応できる専門性の習得が図られた。	消費生活支援センター
		国と都道府県及び市町村を結ぶオンライン・ネットワークシステムである全国消費生活情報ネットワークシステム(PICO-NET)により、全国の消費生活相談情報を活用し、速やかな消費生活相談・消費者教育・消費者啓発・事業者指導への反映を図ります。	相談情報の入力件数(件数)	50,000件	1 相談情報の入力件数 54,289件 2 相談カード入力等の市町村支援 県内63市町村 3 職員・相談員の資質向上のための研修の実施 (1) 新規採用消費生活相談員研修(2日×1回) (2) 新任消費者行政担当職員研修(1回)	54,289件	B	計画した取組を予定どおり実施した。	消費生活支援センター
		くらしの110番、ホームページ等での情報発信	8件	・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数12件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数2件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数46件	60件	B	消費者事故情報の収集と速やかな通知体制を整備し、県民への情報提供を推進した。	消費生活支援センター	
	(イ)	商品(製品を含む、以下同じ。)やサービスの使用等により生じた危害・危険について、迅速に情報収集や必要な調査を行うとともに、被害の拡大を防ぐため、速やかに県民に情報提供します。また、商品に対する相談や苦情を適切に処理するに当たり、商品テストを実施するとともに、その結果を公表します。さらに、欠陥商品による危害の原因究明を行うため、国の各試験検査機関や民間機関等との緊密な連携を図ります。	なし	なし	・消費者庁に通知した消費者事故情報の通知件数1,328件 うち消費者庁が重大事故等として発表した件数131件 内訳： 埼玉県から消費者庁へ通知した件数15件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数1件) 市町村から消費者庁へ通知した件数1,313件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数130件)	なし	B	県内及び市町村の重大事故等の情報収集を適切に行った。	消費生活課
		くらしの110番、ホームページ等での情報発信	8件	・技術回答(県又は市町村消費生活相談員等に対する技術的な説明・資料提供・対応の助言)の実施件数217件 ・商品事故等の原因究明のための商品テストの実施件数5件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数1件 ・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数12件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数2件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数46件	60件	B	商品(製品)やサービスの使用等により生じた危害・危険などの消費者事故について迅速な情報収集等を行い、速やかな関係機関への通知と被害拡大防止のための県民への情報提供を推進した。 商品に対する相談や苦情については適切に対応し、商品テストの実施結果を公表した。	消費生活支援センター	
		なし	なし	・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数1件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数2件	なし	B	独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携して商品に係る相談・苦情の原因究明を推進した。	消費生活支援センター	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
ア 相談・苦情処理体制の充実 (続き)	(I) 県民相談、薬事相談、建設工事紛争相談、宅地建物取引相談、住宅相談等の相談体制の充実及び強化を図ります。	総相談件数	2,440	○ 県民相談 県民相談の実施（祝日、年末年始を除く） 県民相談実施総件数 1,832件 (内訳) 県行政 659件 その他行政 213件 民事・家庭 960件 (相談実施場所) 県民相談総合センター (電話、メール等、来所) 1,832件 2件	1,832件	B	弁護士等の法律相談はなくなったが、相談者の意向に沿う対応をしている。	県民広聴課	
		なし	なし	建設工事請負契約に関する当事者間のトラブルについて相談を受け、解決に向けての適切な指導や助言を行った。 ○令和6年度相談件数 390件	なし	B	特段、達成水準を設定しているわけではないが、受けた相談については、問題解決に向けての適切な指導や助言を行ったため。	建設管理課	
		相談件数	2,000件	県民からの相談に迅速に対応した。また、相談内容は医薬品や健康食品に関するだけでなく、医療機関に関することなど幅広いため、必要に応じて医療整備課（医療安全相談）等と連携して対応した。 相談件数3,382件	3,382件	A	県民からの医薬品等に関する相談に迅速かつ適切に対応した。	薬務課	
		検討会議の開催 (R5～：弁護士相談の実施日数)	23日	苦情・相談に対しては、電話及び窓口で対応するとともに、宅地建物取引業者に対し指導・監督を行い、民事紛争については、弁護士による法律相談の活用を促した。 また、業界団体と不動産トラブル未然防止のための検討会議を開催した。 ○苦情・相談件数 電話相談 4,824件 窓口相談 253件 弁護士相談 19回（42件） ○業者等に対する指導・監督 文書勧告 101件 監督処分 12件 ○検討会議 1回	19日	B	宅建業者に対する指導・監督は必要に応じて速やかに実施し、苦情・相談に対しては弁護士相談を活用するなどして問題解決の手助けを行うことが出来た。	建築安全課	
<住宅相談業務委託>	<住宅リフォーム相談>	なし	・法律相談 ・マンション管理相談 ・リフォーム相談 ・その他一般的な相談	<住宅相談業務委託> 住まいに関する以下の相談に対応した。 相談件数：10,431件	・住宅リフォーム専門窓口の設置： 相談員派遣件数23回、 相談件数57件	B	<住宅相談業務委託> 相談窓口とオンライン相談などの相談方法を充実させたことで、多くの相談に対応することができた。	住宅課	
<相談員派遣件数（回数）>	<業者育成講習会（回数）>	・24回 ・1回	<住宅リフォーム相談> 高齢者や子育て世帯などのニーズに配慮した住宅リフォームを促進するため、大宮駅コンコース内「住まい相談プラザ」において、住宅リフォーム専門相談窓口を設け、専門相談員による相談を行った。また、リフォーム業者等の専門家を対象とする講習会を実施した。	・優良リフォーム業者育成講習会の開催： 実施回数1回、 参加人数 19名	<住宅リフォーム相談> 当初計画したとおり、相談窓口の設置と講習会を開催できた。 相談員の派遣件数も概ね計画のとおりであり、適切に実施できた。	B	<住宅リフォーム相談> 当初計画したとおり、相談窓口の設置と講習会を開催できた。 相談員の派遣件数も概ね計画のとおりであり、適切に実施できた。	住宅課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
ア 相談・苦情処理体制の充実(続き)	県内の医療機関（病院・診療所・歯科診療所・助産所）及び薬局等の情報提供の充実を図ります。		登録薬局割合(%)	100%	薬局機能情報について、県内薬局から年1回の定期報告及び随時報告を受けて登録情報を更新し、インターネット上で県民に公表した。 公表施設数 3,194施設(98.6%)	98.6%	B	オンライン報告で随時最新の情報を登録、更新し、インターネットで公表したことでその情報は多くの県民に閲覧された。	薬務課
			なし	なし	県内の医療機関に定期報告を依頼し、国が運営する医療機関検索システム「医療情報ネット（ナビイ）」で医療機関の情報を公表した。	なし	B	県民等に必要な医療機関・薬局機能情報を利用しやすい形で提供することにより、安心して自らが望む医療機関を選択することができるサービスを提供できたため。	医療整備課
			改訂版名簿の公表	年1回	埼玉県病院・救急診療所名簿を作成、インターネットで公表した。	年1回	B	年1回「病院・救急診療所名簿」の改訂版を発行し、県民の医療機関選択等の便宜に資することができた。	医療整備課
イ 市町村の相談・苦情処理体制の充実	県民にとって身近な存在である市町村の相談体制の充実を促進します。		消費生活相談窓口のある市町村数	63	埼玉県消費者行政活性化補助金等を活用した市町村事業の支援を行った。 市町村消費者行政担当課長会議を1回開催し、市町村との意見交換を実施した。	63	B	市町村消費生活相談窓口の充実支援をした。	消費生活課
			市町村担当職員、相談員を対象にした研修等の実施(回数)	17回	1 市町村担当職員、相談員を対象にした研修会の実施 (1) 消費者契約に関する基礎法令事例研究会（12回） (2) その他、消費者行政担当職員、消費生活相談員向け研修（5回） 2 主任消費生活相談員による助言・情報提供及び巡回訪問等 (1) 助言・情報提供等 隨時 (2) 巡回訪問等 年間103回	17	B	職員・相談員研修の開催等により、複雑・多様化する相談事案に適切に対応できる専門性の習得が図られた。 主任消費生活相談員による助言・情報提供及び巡回訪問等により、市町村相談窓口における相談対応支援ができた。	消費生活支援センター
ウ 高齢者等に対する相談体制等の充実	介護保険やその他福祉サービス等に関する利用者や家族からの相談に適切に対応する体制の充実を図ります。		なし	なし	介護サービスに対する相談、苦情の窓口を設置している保険者（市町村）に対する支援を行った。61/61保険者 埼玉県国民健康保険団体連合会が実施している苦情処理業務に対し、事業費の一部を補助し、相談・苦情に適切に対応する体制の充実を図った。 各保険者において適正に介護サービスが提供されるよう、介護給付適正化に係る担当者説明会等（主催：国保連）に県職員が説明者として参加し、事業の説明を行った。	なし	B	市町村介護保険担当者研修等を通じて、介護保険制度の改正等の情報を保険者（市町村）に対して適宜、迅速に提供した。 また、保険者（市町村）が対応に苦慮する利用者や家族からの相談・苦情について、保険者（市町村）の問い合わせに個別に応じることで、保険者（市町村）が適切に対応できる体制を支援した。	地域包括ケア課
			なし	なし	1 権利擁護相談 生活相談や専門相談の受付件数 682件 2 援助・救済 事実関係を調査の上、権利侵害者や関係者との調整・交渉、本人の意向の代弁等の援助を行い、問題解決を支援 3 普及・啓発 権利擁護思想の普及を図るため、啓発・広報活動を実施	なし	B	埼玉県社会福祉協議会に設置されている権利擁護センターにて、年度を通じ、適切に相談業務及び権利侵害の防止、救済を行うことができたため。	地域包括ケア課
			聴覚障害者相談件数	なし	埼玉聴覚障害者情報センターに相談員2名を配置し、延べ2,659件の相談に対応した。	2,659	B	埼玉聴覚障害者情報センターに配置した2名の相談員が、センター及び県内各地で聴覚障害者等の相談に応じることで、聴覚障害者の地域社会における自立した生活を支援することができた。	障害者福祉推進課
エ 外国人に対する相談体制の整備	言葉や習慣の違い、情報不足等により日常生活で不便を感じ支障を来している外国人が安心して安全に生活できるよう、相談体制の充実を図ります。		相談実施件数	6,400件	○外国人総合相談センター埼玉での相談事業の実施（委託） 令和6年度相談件数 5,973件（令和7年3月末時点） ○県、市町村、NGOの外国人生活相談員向けの専門研修会の開催 年2回	5,973件	B	外国人総合相談センター埼玉において、外国人を対象とした多言語による相談窓口として、生活相談のほか出入国在留管理制度、労働、法律、福祉などの専門相談に対応した。 県、市町村、NGOで外国人相談に携わる人向けの研修会において、専門家による講義の実施、相談員同士での情報交換の機会を提供することで、県内の外国人相談体制の充実・強化につなげることができた。	国際課
オ 多重債務対策	多重債務対策協議会の活動等を通じ、総合的な多重債務者への支援を行います。	協議会の開催回数	6	・多重債務対策協議会の開催 6回 ・多重債務者無料相談会の開催 10会場、26件	6	B	協議会を通して多重債務に関する情報共有と無料相談会を実施できた。	消費生活課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)							
(2) 紛争の適切な解決								-
ア 裁判外紛争解決の推進	相談窓口では解決が困難な苦情等について、必要に応じて審議会の消費者苦情処理部会でのあっせん又は調停を実施し、紛争解決を進めます。	消費生活審議会消費者苦情処理部会への付託	1件	消費生活審議会消費者苦情処理部会への付託 該当なし	0件	B	苦情処理部会に付託することが適当とされる事案がなかった。	消費生活支援センター
イ 他の裁判外紛争解決機関との連携	適正かつ迅速に被害の救済を図るため、裁判外紛争解決を行う関係機関、事業者団体等と情報交換を行い、連携を図ります。	埼玉弁護士会との基礎法令事例研究会及び懇談会開催数	13回	1 埼玉弁護士会との取組 (1)埼玉弁護士会との共催で基礎法令事例研究会及び懇談会開催 事例研究会 12回 懇談会 1回 (2)埼玉弁護士会の投資被害対策弁護団等への相談案件の連携相談 内容に応じて随時行った。 2 多重債務等の相談に関する司法書士会等への連携を相談内容に応じて随時行った。 3 県単独で処理することが困難な案件について、国民生活センター紛争解決委員会への連携を、相談内容に応じて随時行った。	13回	B	弁護士会の投資被害対策弁護団等への相談案件の連携などをを行うことにより、適正かつ迅速に被害の救済を行うことができた。	消費生活支援センター
ウ 適格消費者団体及び特定適格消費者団体と連携した取組	消費者被害の拡大防止に取り組む内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体及び被害回復に取り組む特定適格消費者団体と情報交換を行い、連携した取組を進めます。	なし	なし	2回開催した（令和6年10月23日、令和7年2月13日） また、県ホームページなどを通じて、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体等の周知を図った。	なし	B	連絡協議会の開催を通して、適格消費者団体が行う消費者団体訴訟の取組を支援した。 また、県ホームページに掲載等をすることにより、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体等の周知が図れた。	消費生活課
(3) 消費者事故への迅速な対応								-
ア 危害・危険・事故情報の収集、調査及び発信	商品やサービスの使用等により生じた危害・危険について、迅速に情報収集や必要な調査を行います。また、事故等による被害の拡大を防ぐため、速やかに県民に情報提供します。	なし	なし	消費者庁に通知した消費者事故情報の通知件数 1,328件 うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 131件 (内訳) 埼玉県から消費者庁へ通知した件数 15件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 1件) 市町村から消費者庁へ通知した件数 1,313件 (うち消費者庁が重大事故等として発表した件数 130件)	なし	B	庁内及び市町村の重大事故等の情報収集を適切に行った。	消費生活課
	くらしの110番、ホームページ等での情報発信	くらしの110番、ホームページ等での情報発信	8件	・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数 12件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に通知した消費生活用製品事故の件数 2件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 46件	60件	B	消費者事故情報の収集と速やかな通知体制を整備し、県民への情報提供を推進した。	消費生活支援センター

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
イ 商品テストの実施	商品の使用等により生じた危害・危険について、原因を調査するため、商品テストを行います。	・技術回答（県又は市町村消費生活相談員等に対する技術的な説明・資料提供・対応の助言）の実施件数 217件 ・商品事故等の原因究明のための商品テストの実施件数5件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 1件 ・県又は市町村から消費者庁に通知した消費者事故等の件数 12件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）に通知した消費生活用製品事故の件数 2件 ・くらしの110番、ホームページ等での商品事故等防止啓発又は商品テスト結果の情報提供件数 46件	くらしの110番、ホームページ等での情報発信	8件	60件	B	商品（製品）やサービスの使用等により生じた危害・危険などの消費者事故について迅速な情報収集等を行い、速やかな関係機関への通知と被害拡大防止のための県民への情報提供を推進した。 商品に対する相談や苦情については適切に対応し、商品テストの実施結果を公表した。	消費生活支援センター	
ウ 試験検査機関等との連携強化	商品の使用等により生じた危害・危険について、原因を調査するため、試験検査機関等との緊密な連携を図ります。	・独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携した商品テストの実施件数 1件 ・独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）に通知した消費生活用製品事故の件数 2件	なし	なし	なし	B	独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）、独立行政法人国民生活センター又は民間の試験機関等と連携して商品に係る相談・苦情の原因究明を推進した。	消費生活支援センター	
2 適正取引と事業者指導の強化									-
(1) 消費者取引の適正化									-
ア 悪質事業者への処分	特定商取引法をはじめとする関係法令を厳正に適用して、不当な取引行為に対する事業者への処分・指導を強化します。 また、事業者に対する処分を行った場合は、ホームページでその内容を公表します。 さらに、処分を受けた事業者が再び悪質な行為を繰り返さないよう、フォローアップを行います。	特定商取引法及び県条例に基づく処分・指導件数	特定商取引法及び県条例に基づく処分・指導件数	50件	特定商取引法等に基づく行政処分・指導の件数 特定商取引法に関する行政処分 業務停止命令…0件 指示処分…1件 業務禁止命令…0件 特定商取引法及び県条例による行政指導…75件	特定商取引法等に基づく行政処分・指導の件数 特定商取引法に関する行政処分 業務停止命令…0件 指示処分…1件 業務禁止命令…0件 特定商取引法及び県条例による行政指導…75件	A	消費者被害の拡大を防止すべく75件の行政指導を行ったほか、悪質事業者に対し、1件の処分を行い、目標値を上回る76件の行政指導・処分を行うことができたため。	消費生活課
イ 広域連携による対応	本県だけでは対応が難しい広域的な悪質商法事案について、国や関係する自治体と連絡・協議を行い、処分・指導を進めます。	他都県との合同処分・指導案件数	他都県との合同処分・指導案件数	12件	広域的に悪質行為を行う事業者に対応するため、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡の5都県で構成する「五都県悪質事業者対策会議」及び埼玉、茨城、栃木、群馬の4県で構成する「北関東四県悪質事業者対策会議」を開催した。 その他、悪質事業者に係る情報交換を行い、他都県との同時処分及び合同指導を実施した。 ・五都県悪質事業対策会議の開催…6回 ・北関東四県悪質事業者対策会議の開催…2回 ・他都県との同時処分…0件 ・他都県との合同指導…14件	他都県との合同処分・指導案件数 14件	A	会議等を通じて他都県との連携を密に行うことにより、広域的に活動する事業者に対し、目標値を上回る14件の合同指導を実施することができたため。	消費生活課
ウ 関係機関及び関係団体と連携した取組	悪質事業者に厳格に対応するため警察との連携に努めるとともに、市町村等の消費生活相談の情報を活用して悪質事業者の処分・指導に取り組みます。	関係機関との情報交換を目的とした会議の実施	関係機関との情報交換を目的とした会議の実施	16回	悪質事業者の処分及び指導を進めるため、警察部門や県・市町村の消費者センター等が出席する対策会議において情報交換を行った。 ・消費生活支援センター相談担当との連絡会議の開催…12回 （消費生活課・消費生活支援センター） ・悪質事業者対策連絡会議の開催…2回 （消費生活課・消費生活支援センター及び県警本部） ・消費者取引情報連絡会への出席…1回 （関東経済産業局主催、消費者庁、関東管区警察局、各県警、各都県） ・防犯連絡会議への出席…1回 （県消費生活支援センター主催、消費生活課、各市町村、関東財務局、関東経済産業局、県警、各警察署）	関係機関との情報交換を目的とした会議の実施 16件	B	当初計画のとおり各会議等に参加することにより、各機関が把握する消費者被害状況や悪質事業者の手口等の情報を共有でき、調査に係る知見等の向上及び各機関との密な連携を図ることにつながったため。	消費生活課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)						
	(2) 事業者指導							-
	(7) 消費者取引に関する深い法律（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、旅行業法、貸金業法、宅地建物取引業法等）に基づき、関係事業者に対する指導等を行い、適正な事業活動の促進を図ります。	・販売所等への帳簿検査件数 ・販売所等への立入検査件数	書類帳簿検査（件数） 174件 立入検査（件数） 20件	液化石油ガス販売所等への帳簿検査＊ 168件 液化石油ガス販売所等への立入検査 22件 ＊販売事業の廃業や検査当日の欠席があったため、目標値を下回った。 なお、欠席の事業者については立入検査を実施している。	・販売所等への帳簿検査件数 166件 ・販売所等への立入検査件数 22件	B	販売所等への書類帳簿検査、立入検査を計画どおりに実施し、指導事項があった事業者に対しては適宜改善を確認したため。	化学保安課
ア 事業者に対する指導の充実・強化		貸金業者立入検査実施率(%)	100	1 貸金業者に対する指導・監督 (1) 登録に関する事務の実施及び指導 (2) 登録業者に対する立入検査の実施(全対象登録業者) (3) 登録業者に対する業務報告書及び事業報告書の徴収(全対象登録業者) (4) 法令違反業者に対する指導 (5) 登録業者の適切な業務運営に資する情報の提供 2 消費者金融問題の防止・救済対策 (1) 近隣都県や関係団体と連携した消費者金融利用者への注意喚起 (2) 県知事登録貸金業者に関する苦情及び相談・照会への対応 (3) 消費者金融等の利用に関する相談・照会への対応 3 日本貸金業協会との連携 (1) 登録申請書・届出書等受付事務の委託 (2) 会員業者に対する業務適正化指導	100	B	対象となる全登録業者に対し立入検査を実施した。 ※令和6年度立入検査実施対象業者数：20業者 近隣都県、関係団体と連携して消費者金融利用者への注意喚起を行った。	金融課
		立入検査の回数	40	・旅行業者等及び旅行サービス手配業者の登録、更新、変更事項の届出当の事務を行った。 ・旅行業務に関する取引の公正の維持のため、登録旅行業者等の営業所への立入検査を実施した。（33件）	33	B	・旅行業者等及びサービス手配業者の登録、更新、変更事項の届出等の事務を適切に行なった。 ・立入検査について、適切に実施できたが、実施件数が目標値に届かなかった。	観光課
		事務所立入検査の実施（件数）	50件	宅地建物取引業者に対して立入検査を実施し、宅地建物取引業者としての事務所の設置を確認するとともに、帳簿等の記載や事務所内の標識掲示等に関する指導を行った。 事務所立入検査 51件	51件	B	立入検査は、必要に応じて速やかに実施するとともに、事務所立入検査のうち、事務所の不確知情報については業界団体からの情報提供も踏まえて実施した。	建築安全課
	(4) 有害物資を含む家庭用品による健康被害を未然に防止するため、家庭用品の買上検査を実施し、有害物資が検出された場合は、関係事業者に対して製品回収等の改善を指導します。	家庭用品の検査数	55検体	衣類等繊維製品の家庭用品の買上検査を実施し、ホルムアルデヒド等の有害化学物質を含有する製品の流通を防止した。 ・検査項目/検体数 ①ホルムアルデヒド / 50検体 ②アゾ化合物 / 5検体 ・検査結果 基準値超過なし	55検体	B	関東・東海ブロック家庭用品安全対策会議において、買上検査や違反発見の状況等について各自治体と情報を交換するとともに、家庭用品安全対策の連携を図った。	薬務課
	(5) 理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施するとともに、営業者の衛生、安全性に関する自主管理体制の強化を促します。	監視件数	2,338	理容、美容、クリーニング、興行場、旅館、公衆浴場の各営業者に対し、営業施設の許可・確認及び監視指導等を行い、各法令に基づく衛生基準の確保を図った。また、自主管理体制の強化を指導した。 【監視頻度】 ・循環式浴槽のある公衆浴場・旅館：1回／3年 ・前年度許可等施設：年度内に1回 ・前年度レジオネラ苦情等施設：年度内に1回 ・それ以外の施設：1回／6年	4,047	A	令和5年度から、令和4年度までの営業種別による一律的な監視頻度を廃止し、レジオネラ等の衛生上の危害を考慮した監視頻度を設定した。新しい計画のもと、目標よりも高い水準で計画的な監視指導等を実施できたため。	生活衛生課
	(6) 医薬品の品質、有効性や安全性を確保するため、医薬品の製造業者及び販売業者等に対する立入検査及び指導を実施します。	健康食品の買上検査	80件	(1) 薬局等の立入検査 施設数 35,668件 立入検査数 7,935件 立入検査率 22.2% 医薬品等の収去（抜き取り）件数 25件、うち違反件数 0件 (2) 健康食品の買上検査等 健康食品買上件数80件、うち成分検査違反件数0件 表示検査違反数16件 健康食品取扱事業者等講習会（動画配信）の実施、埼玉県ホームページに健康食品の広告・表示に関するパンフレットを掲載し、周知することができた。	80件	B	健康食品に係わる関係各課で、買い上げた健康食品の表示、内容物の検査を行うことができた。また、健康食品取扱事業者等を対象とした講習会（動画配信）を開催し、埼玉県ホームページに健康食品の広告・表示に関するパンフレットを掲載し、周知することができた。	薬務課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所			
(中)	(小)	取組内容(細)										
(3) 表示・計量の適正化									-			
ア 表示の適正化	(ア)	景品表示法に基づき、近隣都県等との連携を図りながら、事業者の商品・サービスに関する広告表示の監視及び指導を行います。	景品表示法に基づく措置命令・指導件数	50件	<ul style="list-style-type: none"> 商品やサービスにおける様々な表示に係る監視及び指導措置命令…1件 指導…62件（文書指導54件、口頭指導8件） 大学高校との連携による広告表示の監視 不当表示に対する監視指導を強化するため、県内2大学、7高校と連携して広告調査を行った。 他都県との連携による事業者への指導 五都県広告表示等適正化推進協議会（埼玉、東京、神奈川、千葉、静岡）において情報交換等を行った。他都県との合同による口頭指導…6件 インターネット適正広告推進事業 インターネット広告における不当表示について消費者に対し啓発を行うとともに監視を行い指導した。文書指導…38件 	景品表示法に基づく措置命令・指導件数63件	A	事業者の商品・サービスに関する広告表示の監視や指導を実施した。 景品表示法に基づく措置命令・指導については、目標を上回る63件実施できたため。	消費生活課			
	(イ)	医薬品等の広告の記載内容が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に抵触しているかを確認し、必要に応じて指導や取締りを行い、広告の適正化を図ります。	薬局等の立入検査件数	8,000件	<ul style="list-style-type: none"> 薬局等の立入検査 施設数 7,935件 	7,935件	B	医薬品等に関するインターネット上及び週刊誌の広告について、関係各課と連携し、販売業者の指導、他都道府県への通報等により、広告の適正化を図ることができた。	薬務課			
	(ウ)	消費者の適切な選択機会の確保を図るため、家庭用品の品質表示の適正化を推進します。	なし	なし	<p>権限移譲市町村(40市23町村)からの家庭用品品質表示法に基づく立入検査実施報告の取り纏めを実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>○令和6年度立入検査実施店舗数</td> </tr> <tr> <td>県内各市 63件</td> </tr> <tr> <td>権限移譲済町村 10件</td> </tr> <tr> <td>合計 73件</td> </tr> </table>	○令和6年度立入検査実施店舗数	県内各市 63件	権限移譲済町村 10件	合計 73件	なし	B	権限移譲市町村からの、立入検査及び実施報告に関する問い合わせに対して助言することができたため。
○令和6年度立入検査実施店舗数												
県内各市 63件												
権限移譲済町村 10件												
合計 73件												
イ 計量の適正化	(イ)	食品表示法等の食品関係法に基づいた表示制度の周知や適正表示についての監視指導、実態調査を実施し、不適正な表示については事業者に対する是正指導を実施します。	食品買上検査数（食品数）	39	<ul style="list-style-type: none"> 食品等事業者向けの食品表示法（保健事項）、健康増進法に基づく適正表示の研修・説明会 【開催回数 2回 参加者 5人】 地域で流通する食品の栄養成分表示パトロールの実施 【パトロール実施回数 94回 指導・相談 213件】 食品の買い上げ検査の実施 【検体 41件 不適正疑い表示率 31.7%】 県民への普及・啓発 【開催回数 28回 参加者 784人 相談件数 16件】 	41	B	当初計画どおり食品の買い上げ検査を実施した。 食品等事業者向けの研修・説明会や県民向けの普及啓発を実施した。	健康長寿課			
(ウ)	(ア)	「表示等に関する監視指導の強化」「食品営業者への周知・指導」「関係機関と連携した対応の強化」に重点を置き、立入等を行った。 立入検査件数 3,987件	監視施設数	2,000		3,987	A	アレルゲンや遺伝子組換え食品表示等、確認及び指導を行った。	食品安全課			
(イ)	(イ)	・公募した県民を食品表示調査員として委嘱し、食品表示状況調査を実施した。 ・市販の食品を買い上げ、DNA鑑定による食品の品質表示の確認調査を実施した。 ・「食品表示なんでもダイヤル」を設置し、食品表示に係る相談や苦情を受け付けた。 ・不適正表示の疑義案件に対して、必要な立入調査・指導等を実施した。	食品表示調査員による調査件数	2,000		2,035	B	動画研修を実施し調査員の知識習得や意識醸成を図ることで、例年と変わらない指標を上回る調査件数を確保できた。	農産物安全課			
(ウ)	(イ)	適正な商品の取引を確保するため、食料品小売店及び製造工場の商品量目検査、事業所等に対する特定計量器の有効期間・管理状況の立入検査などの実施により、計量の適正化を推進します。	「商品量目の内容量不足の割合」及び「特定計量器の検定有効期間満了の割合」	「1.4%」及び「1.6%」	<p>スーパー・マーケット等の食品販売事業者に対し、店舗・工場等で詰め込み、計量を行った販売している商品の内容量や計量器の取扱状況について検査を行った。また、取引や証明に用いられる検定有効期限付き特定計量器の供給事業者に対し、有効期限の管理状況等について現地調査を行った。</p> <p>【立入検査項目】</p> <p>○商品量目</p> <p>○特定計量器（質量計、燃料油メーター、ガスマーター、水道メーター）</p>	「0.6%」及び「0.2%」	B	適正な商品等の取引を確保するため、商品量目及び特定計量器に係る立入検査を計画どおりに行った。 商品量目で不足のあった事業所については、再度の立入検査等により、再発防止に努めた。	計量検定所			

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)						
	(4) 生活物資の安定供給							-
ア 値格・需給動向の調査及び監視	生活必需物資の安定的な供給を図るため、必要に応じ価格や需給の動向を調査し、消費者への情報提供を行います。また、事業者等に対し供給について協力を要請します。	年末年始物価動向調査の実施回数	1	○年末年始期の生鮮食品等価格動向調査の実施 ・年末年始の生鮮食品とガソリン・灯油の価格動向調査を実施した。 ○「原油価格・物価高騰等に関する相談窓口及び支援制度情報」の提供 ・エネルギー価格・原材料価格の高騰等により影響を受けている事業者は幅広い業種・業界に及ぶため、関係する部局が情報を共有し連携していくことが重要であることから、事業者や県民が相談できる窓口の情報と支援制度の広域的な情報を一元化して、県ホームページで発信した。 ○「生活必需物資に関する価格動向等調査」の実施 ・エネルギー価格・原材料価格の高騰等により、生活必需物資の値上がりが続き、県民生活への影響が懸念されることから、生活必需物資の価格を調査して実態を把握し、毎月1回県ホームページで情報提供を行った。 ・調査対象品目：①食料品・日用品（23品目）、②石油（2品目） ・調査方法：食料品・日用品については、県内所在スーパー・マーケットへの販売価格（特売価格を除く）のアンケート調査を実施。石油については、資源エネルギー庁発表の「石油製品価格調査（給油小売価格調査）の結果を活用）。	1	B	価格動向調査については、物価の高騰が続いていることから、毎月調査を継続することとした。県内在店舗の大手スーパーの協力の下、調査及びその結果の情報提供を12回行うことができた。	消費生活課
(7)	多様な消費者ニーズに対応した、新鮮で品質の高い農産物や畜産物の生産体制の整備と価格の安定対策を推進します。	タマシヤモヒナ年間生産羽数	22,000羽	高品質畜産物生産振興事業 高品質肉用鶏「彩の国地鶏タマシヤモ」について、ヒナ供給の充実及び生産農家への飼養技術指導の実施により、生産振興を図った。農家へのヒナ配布数21,550羽。	21,550	B	経営継続農家に、おおむね目標どおりの供給を行った。	畜産安全課
		・中核的養豚農家（飼養頭数1,100頭以上）経営安定対策事業加入率 ・中核的養鶏農家（飼養羽数3万羽以上） 鶏卵価格安定対策事業加入	96% 100%	1 肉用子牛価格安定対策事業 肉用子牛価格差補てん事業における生産者積立金の一部を助成。県持分の積立準備金から生産者積立金へ1,628,300円繰入充当。 2 養豚経営安定対策事業 養豚経営安定対策事業における生産者積立金の一部を助成。 ①対象数量 肉豚139,727頭 ②補助単価 24円/頭 ③補助金額3,353,448円 3 鶏卵価格安定対策事業 鶏卵価格差補てん事業における生産者積立金の一部を助成。 ①対象数量 鶏卵2,814,891kg/月 ②補助単価 0.323円/kg ③補助金額 4,586,000円	96% 90%	B	加入者に対する価格安定に資するセーフティーネットとしての本事業を適切に実施したものの、本事業に未加入の中核的養鶏農家がいたため達成水準を下回った。	畜産安全課
イ 生活物資の安定供給	多様な消費者ニーズに対応した、新鮮で品質の高い農産物や畜産物の生産体制の整備と価格の安定対策を推進します。 (続き)	なし	なし	本県産の指定野菜等の市場価格が低落した際に、価格差補給金を交付するための準備金を国・県・生産者で造成するため、独立行政法人農畜産業振興機構等に対し助成する。 価格差補給金の造成 1 指定野菜価格安定対策事業 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 3 埼玉県野菜価格安定事業	なし	B	価格低落が認められた野菜につき、その低落額に応じた価格差補給金が円滑に交付されるよう、国、独立行政法人農畜産業振興機構、公益財団法人埼玉県青果物価格安定資金協会等と連携して資金造成を行い、事業を実施した。	生産振興課
(イ)	県民への生鮮食料品の安定供給を確保するため、卸売市場の適正な運営の確保、経営の改善、市場関係者等の資質の向上を図ります。	なし	なし	卸売市場の運営状況を把握するため、書面審査及び現地調査を行った。また、市場開設者等を対象に研修会を開催し、あわせて市場関係者間での情報交換を行った。 ・現地調査指導 8市場 ・実態調査 27市場 ・卸売市場関係者研修会 1回	なし	B	計画どおりに取組を実施できたため。	農業ビジネス支援課
(ウ)	地域商業の振興を図るため、県内商店街の活性化を促進し、魅力と活力ある商店街づくりを進めます。	なし	なし	①ソフト補助：27件 ②ハード補助：10件 ③DX補助推進：5件 ④循環型：2件 ⑤専門家派遣：78件 ⑥人材育成事業：セミナー61名、ワークショップ35名 ⑦スーパーシティ：0件	なし	B	概ね当初計画どおり実施できたため	商業・サービス産業支援課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
ウ 災害時における生活物資等の確保	(7) 災害時における生活支援活動を円滑に推進するため、生活物資の輸送等に必要な車両の事前確認を行います。	緊急通行車両等事前審査の実施	なし	協定締結団体等からの緊急通行車両確認申出書新規申請に基づき、緊急通行車両確認証明書の交付業務を行った。 (令和6年度緊急通行車両確認証明書発行車両台数は2,009台)	2,009台	A	各協定締結団体等からの申出について、速やかに証明書の交付手続きを行った。	災害対策課	
		協同組合との連携により、生活物資の調達体制の確立を推進します。	なし	令和6年度末時点で2組合（埼玉県生協連、コープみらい）が締結している。 県主催の防災訓練に参加した。 実効性をより確保するため、締結している協定に関する確認事項等を両組合と交わした。	なし	B	防災訓練への参加及び締結している協定の実効性を高めるための確認を行うことで、災害時に迅速に対応できる連携体制が整えられた。	消費生活課	
	(4) 協同組合との連携により、生活物資の調達体制の確立を推進します。	なし	なし	総合農協を対象に農協の実態把握を行う農協ヒアリング及び農協役員を対象とした会議を通じ、未締結の農協に対し協定締結の働きかけを行った。 令和5年6月末現在の防災協定締結状況 15農協、53市町	なし	B	連携等 農協の防災体制の整備や管内市町村との協定締結を一層促進していくため、農協中央会が主催する管理担当役員会議において整備・締結の必要性について説明を行った。	農業政策課	
								-	
(5) 食品等の安全性の確保									
ア 総合的な安全対策の推進	(7) 「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」に基づき、全庁的・総合的な食品安全対策を推進します。	食の安全・安心確保に向けた施策の実行計画（アクションプラン）の策定・公表	1回	食の安全推進会議の構成課を中心として関連事業をとりまとめ、「令和6年度埼玉県食の安全・安心アクションプラン」を策定した	1回	B	当初計画した通り、年1回策定し、公表した。	食品安全課	
		食品営業者に対してH A C C P（ハサップ）※+の考え方を導入した衛生管理方式に基づく衛生管理を徹底させ、食品の安全性確保の向上を図ります。 ※H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点方式)とは、従来の最終製品の抜取検査による衛生管理ではなく、食品の製造における重要な工程を連続的に監視することで、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする国際標準の衛生管理手法。	88	各保健所による、大規模事業者の施設及び広域流通食品等製造施設の監視時等において、自主検査状況を確認し、未実施施設に対しては自主検査実施を推進した。 自主検査実施率 89.6%（令和6年度末）	89.6	A	当初の計画を超える89.6%の施設で自主検査実施を確認することができたため。	食品安全課	
	(4) 全ての消費者が安心して豊かな食生活を送ることができるように、保健所や衛生研究所などの監視指導、検査体制及び情報提供機能を充実するとともに、県産農産物等への放射性物質の影響調査を実施することにより、食に対する不安を取り除くための対策を推進します。	食品検査の実施率(%)	100	○ 監視件数 20,212件 ○ 食品検査数 1,439件 ・微生物検査 829件 ・残留農薬検査 190件 ・動物医薬品検査 180件	107	B	各保健所、衛生研究所及び食肉検査センターと連携して、迅速に監視指導及び試験検査を実施した。	食品安全課	
		食中毒発生件数の減少	なし	○食中毒発生予防対策 ・パンフレットの配布、広報誌やラジオ等の広報により食中毒予防啓発を実施した。 ・食品等事業者への講習会の開催 実施回数 705回 参加者数 9,960人 ○食中毒発生時対策 ・食中毒発生時、保健所及び衛生研究所が連携し、迅速に調査及び検査を行い、事件処理及び再発防止指導を実施した。 食中毒事件数 14件 食中毒事件患者数 222件	なし	B	各保健所と衛生研究所が連携して、迅速に調査及び検査を実施した。	食品安全課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
ア 総合的な安全対策の推進 (続き)	(g)	全ての消費者が安心して豊かな食生活を送ることができるように、保健所や衛生研究所などの監視指導、検査体制及び情報提供機能を充実するとともに、県産農産物等への放射性物質の影響調査を実施することにより、食に対する不安を取り除くための対策を推進します。 (続き)	保健所への解析情報の還元及び関係機関への情報提供(回数)	5回	1. 感染症の発生を監視し、O157等腸管出血性大腸菌感染症の患者及び保菌者について、203例の情報を収集した。 2 患者、保菌者及び接触者を対象として収集した疫学情報432件をデータベース化した。 3 患者及び保菌者から検出された腸管出血性大腸菌113株を対象に遺伝子解析を行い、その情報をデータベース上で疫学情報と統合した。 4 疫学情報と大腸菌の遺伝子解析情報により構築したデータベースから疫学的関連性を検討し、保健所へ情報還元を行った(5回)。 5 複数の自治体が関連する広域食中毒の発生が疑われる場合などに行われる国からの照会に対しては、患者の疫学情報を速やかに食品安全課へ提供した(8回)。 6 事業説明を2回開催した。また、年間を通じて収集された情報を事業報告書として取りまとめ、関係機関に共有した。	5回	B	疫学情報の収集に努め、データベースを更新、監視体制を維持することで、県内の複数保健所にまたがる広域食中毒が発生していないことを確認した。また、保健所及び食品安全課へ適宜情報提供を行い、目標値を達成した。	衛生研究所
			調査検体数	62検体	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響を確認するため、22品目、50検体の県産農産物等について調査を行った。 調査の結果、全ての検体において、基準値を超過するものはなかった。	50検体	B	収穫時期を迎えた品目を対象とした県産農産物等への放射性物質の影響調査、判明した調査結果の公表（県ホームページ）といった取組を概ね計画通り実施したため。	農産物安全課
	(I)	化学物質による環境リスクの低減を図るため、化学物質の適正管理及び環境コミュニケーションの普及を促進し、環境中の化学物質の排出抑制を推進します。	事業者向け研修会の開催(回数)	2	1 正確でわかりやすい情報の提供 ・化学物質取扱量、排出量等の集計・公表（令和7年3月） ・啓発パンフレットの作成（令和7年3月） 2 環境コミュニケーションの支援 ・環境コミュニケーションの開催（10事業所） ・環境コミュニケーション研修会の開催（令和7年2月、17事業者・20人、対面開催） 3 化学物質の適正管理・排出抑制 ・化学物質対策セミナーの開催（R6.11～R7.2動画配信（オンライン）、367名参加） ・多量排出事業者重点指導（令和6年10月、150事業所へ通知） 4 化学物質による環境影響等の調査研究 ・工業団地等周辺環境調査（1工業団地×年4回） ・化学物質環境実態調査（大気1か所・水質3か所×年1回）	2	B	化学物質対策セミナーはオンラインで開催した。 環境コミュニケーション研修会は対面で1回開催した。 計2回の事業者向け研修会を開催し、目標値を達成した。	大気環境課
			食品検査の実施率(%)	100	○ 輸入食品検査数 105検体 ・微生物検査 10検体 ・残留農薬検査 30検体 ・食品添加物 30検体 ・動物用医薬品検査 35検体	105	B	各保健所、衛生研究所及び食肉衛生検査センターと連携して、適切に試験検査を実施した。	食品安全課
	(i)	農薬使用者や販売店への啓発や指導、調査を実施し、農薬の安全かつ適正な使用、管理、販売を確保します。	農薬販売店立入調査件数	200件	農薬販売業者及び使用者への啓発指導等により、農薬の安全使用、適切な管理及び適切な販売の徹底を図った。 ・広域防除安全対策推進 無人航空機安全対策会議（4月25日） ・農薬危害防止運動の推進 農薬安全使用講習会（4月25日） ・農薬販売業者に対する指導 立入件数 201件 ・農薬適正使用アドバイザー等の育成： 農薬適正使用アドバイザー認定更新研修会（10月25日） 農薬指導マスター認定更新研修会（1月15日） ゴルフ場農薬安全使用管理士認定更新研修会（1月24日） ・住宅地等における農薬使用についてのリーフレットの作成配布（36,000部）	201件	B	農薬の安全かつ適正な使用について周知を図るとともに、適切な管理及び販売を推進することで、農薬による危被害防止が図られた。	農産物安全課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
イ 検査・監視体制の充実 (続き)	(ア)	水道水の安全性を確保するため、水源の水質監視や浄水過程及び給水の水質検査等を行うとともに、水質検査の技術力向上や測定精度の向上を図り、安全・安心で良質な水道用水を供給します。	安全で良質な水道用水の安定供給 (適切な水質検査の実施)	毎日・毎月	<ul style="list-style-type: none"> 適切な浄水処理の実施及び水道用水の安全を確保するため、令和6年度埼玉県営水道水質検査計画を策定し、水質検査を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①定例検査：原水、浄水等の毎日検査 8,292回 原水、浄水等の定期水質検査(毎月) 300回 水源河川等の月例調査 320回 ②浄水処理に係る水質検査 3,675回 ③調査業務に係る検査 調査実施数11件 ④水質異常等に係る検査 現場出動件数25件 外部精度管理(国・県)に参加し、対象項目について精度が良好であることを確認した。また、局内で内部精度管理を実施し、検査精度の向上を図った。 保健医療部生活衛生課が主催する水質検査に係る研修会や日本水道協会が開催する水道研究発表会に参加した。 	毎日・毎月	B	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度埼玉県営水道水質検査計画に基づき、適切に水質検査を実施し、水道水の安全性を確認した。 外部精度管理(国・県)に参加し、対象項目について精度が良好であることを確認した。また、局内で内部精度管理を実施し、検査精度の向上を図った。 保健医療部生活衛生課が主催する水質検査に係る研修会や日本水道協会が開催する水道研究発表会に参加し、水質検査の技術力向上を図った。 	(企) 水道管理課
			(1) 水道水源の監視(地点数) (2) 研修会の開催(回数) (3) 精度管理の実施(回数)	(1) 38地点 (2) 2回 (3) 1回	<ul style="list-style-type: none"> ①水道水源の水質監視 河川水13地点 地下水25地点 ②研修会 水質検査及び浄水処理に関する研修 4回 水道研修会 1回 ③精度管理 1回 	(1) 38地点 (2) 5回 (3) 1回	A	計画よりも多くの研修を企画・実施できた。	
ウ 安全・安心な食品の生産・供給	(イ)	養殖魚介類の衛生管理を推進するため、養殖業者等に対する啓発・指導を推進し、持続的で安全な養殖水産物の生産・供給体制の確保を図ります。	残留医薬品検査数	10	<ul style="list-style-type: none"> ○養殖水産物生産者に対する適正な養殖管理指導及び検査の実施 ・養殖場の衛生管理及び水産用医薬品の使用指導 (①水産用医薬品適正使用指導等会議の開催回数：2回、②生産者団体指導：9回) ・養殖魚の水産用医薬品残留検査の実施(10検体) 	10	B	水産用医薬品適正指導等会議開催、生産者団体指導及び養殖魚の水産用医薬品残留検査の実施により、安全な養殖水産物の生産・供給体制の確保が図られた。	生産振興課
			更新指導農場数	34農場	<ul style="list-style-type: none"> ハサップ方式に準じた生産管理の手順を示した「彩の国畜産物生産ガイドライン」に基づく管理が優良な農場として認証した「埼玉県優良生産管理農場」の管理水準の向上により、安全・安心な畜産物生産の推進を図った。 現認証農場の衛生管理レベルの高位平準化 	33農場	B	<ul style="list-style-type: none"> 「彩の国畜産物生産ガイドライン」については県内全農家への普及が完了している。 第6期計画期間終了前に当初目標が達成されたため、令和2年度に指標項目を変更し、計画期間終了までの2年間での更新指導農場数とした。 	畜産安全課
		畜産物の安全性を確保するため、飼料及び動物用医薬品の適正な流通と使用を図ります。	飼料の安全性検査	5検体	<ul style="list-style-type: none"> 飼料の安全性を確保するため、講習会の開催、畜産農家の巡回指導を実施とともに、飼料の安全性検査(重金属含有量の検査)、飼料の品質・栄養成分の検査を実施した。 1 講習会 3回 2 巡回指導 100戸 3 飼料の安全性検査 14検体 4 飼料の品質・栄養成分検査 15検体 	14検体	A	家畜保健衛生所が畜産農家を巡回し、飼料の適正な使用について確認及び指導をした。 また、病害虫防除所が飼料製造業者、販売業者に立入検査をするとともに飼料を収去し、その栄養成分や重金属の検査を実施した。当初の計画から高い水準で実施できたと判断した。	畜産安全課
		動物用医薬品使用者等立入指導件数	250件	1 要指示医薬品流通使用監督指導 ・動物用医薬品使用者立入指導件数 254件 ・動物用医薬品販売業者等立入指導件数 21件 2 薬剤耐性菌検査 0株(検査対象菌株が分離されなかった)	254件	B	<ul style="list-style-type: none"> 1 初回計画した立入指導件数を達成し、適切に指導を実施した。 2 検査対象となる細菌が分離されなかったため、薬剤耐性菌検査は、実施しなかった。 	畜産安全課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
	エ 食品等に関する情報の提供	消費生活講座の開催やホームページの活用等により、食の安全・安心に関する情報や学習機会を提供します。	消費生活講座開催回数	2回	1 消費生活講座（食）の開催 · 5回 2 啓発情報「くらしの110番」の配信 · 12回 3 ホームページによる情報提供 · 168件 4 ホームページアクセス数 · 23, 673回 5 Xの発信 · 247回 6 啓発資料の作成・配布 · 16, 738部 *2~6は食以外の内容を含む	5回	B	一般県民・教職員等に対する消費生活講座を開催したほか、ホームページ、SNSなどによる情報提供を着実に実施した。	消費生活支援センター
	オ リスクコミュニケーション等への参加の促進	食の安全・安心の確保に向けた議論と相互理解を目的として、食品等の生産から消費に至る関係者による「食の安全県民会議」を設置して、施策の実現を図ります。	食の安全推進委員会の開催(回数)	3回	【第1回推進委員会】 ・日時：令和6年6月3日（月） ・内容：（1）農業における環境負荷低減の取組について （2）食の安全・安心に係る今年度事業について （3）その他報告 【第2回推進委員会】 ・日時：令和6年11月15日（金） ・内容：（1）埼玉県オリジナル卵肉兼用鶏の販売対策について （2）食の安全・安心推進事業の効果的な進め方について （3）その他報告事項（S-GAPの改定について）	2回	B	目標の開催回数を下回ったものの、2回の開催で関係者と十分な議論や意見交換を行い、食の安全・安心に係る施策を順調に推進することができた。	食品安全課
3 消費者被害の未然防止									-
(1) ゼイ弱な消費者等への普及啓発									-
	ア 若年者への普及啓発	成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者トラブルを防ぐため、ホームページやSNSなどの媒体を活用して情報提供するとともに、教育機関等と連携します。	18歳成人に備えて学ぶ消費生活講座開催回数	60回	1 18歳成人に備えて学ぶ消費者教育講座の開催 · 77回 2 啓発情報「くらしの110番」の配信 · 12回 3 ホームページによる情報提供 · 168件 4 ホームページアクセス数 · 23, 673回 5 Xの発信 · 247回 6 若者向けリーフレットの作成・配布 · 124, 000部 7 教育ツール「ホントに分かる！消費生活」の配信 · 2回 8 教職員を対象とした消費者教育セミナーを実施 · 15回 321人 *2~5は若年者向け以外の内容を含む	77回	B	18歳成年に対応した消費生活講座を開催したほか、リーフレットの作成・配布、教育ツールの配信等を着実に実施した。	消費生活支援センター
	イ 高齢者への普及啓発	高齢者の消費者被害を未然に防止するため、ホームページやSNSなどの媒体を活用して、消費者トラブルに関する情報を適時に提供するほか、消費生活に関する知識等を習得するための啓発講座を開催するなど普及啓発に努めます。	消費生活講座(中高年、上級)開催回数	・中高年 50回 ・上級 15回	1 消費生活講座の開催（中高年） · 78回 消費生活講座の開催（上級） · 32回 2 啓発情報「くらしの110番」の配信 · 12回 3 ホームページによる情報提供 · 168件 4 ホームページアクセス数 · 23, 673回 5 Xの発信 · 247回 6 啓発資料の作成・配布 · 16, 738部 *2~6は高齢者向け以外の内容を含む	・中高年 78回 ・上級 32回	B	中高年層、民生委員等の高齢者を見守る人を対象とした消費生活講座を開催したほか、ホームページ、SNSなどによる情報提供を着実に実施した。	消費生活支援センター

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
ウ 障害者、外国人、災害弱者等への普及啓発	(ア)	介護保険などの福祉サービスに関する利用者や家族からの相談に適切に対応する体制の充実を図ります。	聴覚障害者相談件数	なし	埼玉聴覚障害者情報センターに相談員2名を配置し、延べ2,659件の相談に対応した。	2,659	B	埼玉聴覚障害者情報センターに配置した2名の相談員が、センター及び県内各地で聴覚障害者等の相談に応じることで、聴覚障害者の地域社会における自立した生活を支援することができた。	障害者福祉推進課
	(イ)	日本語の理解が不十分な外国人住民のために、多言語による情報提供の充実を図ります。	「埼玉県外国人の生活ガイド」の更新	年1回	①ホームページ等を使った多言語情報発信の充実 ・八潮市道路陥没事故発生時等、緊急時の多言語による情報提供（随時） ・外国人住民向け県政情報のホームページの掲載（随時） ②生活情報や各種行政情報を掲載した「埼玉県外国人の生活ガイド」の情報更新及び電子データの公開 ・日本語のほか10言語における「埼玉県外国人の生活ガイド」の情報更新及び公開（年1回） ・WEBサイト翻訳サービス等を利用して閲覧できる「WEB版（日本語）」の掲載	年1回	B	・必要な情報を多言語で適切に情報発信した。 ・「埼玉県外国人の生活ガイド」の更新・掲載を行った。	国際課
	(カ)	年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが自由に活動し、生き生きと豊かに生活できる社会の実現を目指すユニバーサルデザインの考え方の普及、啓発を図り、実践を促します。	ユニバーサルデザイン推進アドバイザー派遣受講者数	なし	・ユニバーサルデザイン推進アドバイザーの派遣 実施回数：13回 実施場所：県内小中学校及び高校 延べ参加人数：711人 ・ユニバーサルデザイン当事者参加推進研修会動画を公開（R7.2.3～） 視聴回数：172回（令和7年6月30日時点） ・ホームページ、パンフレット等による普及啓発（通年）	711	B	例年通りかつ計画通り事業を実施することができたため	文化振興課
(2) 高齢者等に対する地域の見守り力の向上									-
ア 福祉部門と消費生活部門の連携による高齢者等の見守り	(ア)	高齢者等の消費者被害の未然防止と被害救済のため、市町村における福祉部門と消費生活部門との連携を推進するための支援を行います。	「高齢者の消費者被害防止フォーラム」の開催	2回	高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラム実施した。（委託事業、2回実施）	2回	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行った。また併せて参加者相互に情報交換を行い、連携強化の促進に寄与した。	消費生活課
	(イ)	市町村における消費生活相談窓口と要援護高齢者等支援ネットワーク等との連携を推進するための支援を行います。		なし	高齢者を見守る方を対象とした研修・講習会で『埼玉県版高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック』（A5版）を配布し、市町村の消費部門と福祉部門の連携を推進した。	なし	B	高齢者を見守る方を対象とした研修・講習会において講師作成のテキストの配布等により啓発を図った	消費生活課
イ 市町村の要援護高齢者等支援ネットワークと消費者安全確保地域協議会の活用	(ア)	市町村の要援護高齢者等支援ネットワークを活用しながら、関係機関との連携による高齢者等の見守りの充実を図ります。		なし	・市町村におけるネットワーク活動状況調査の実施 7月に調査を実施し、12月にとりまとめを市町村へ送付した。 ・要援護高齢者等支援ネットワーク会議の開催 12月18日にオンラインで実施し、173名が参加した 高齢者虐待防止対策として、6月に調査を実施し、9月にとりまとめを市町村へ送付した。	なし	B	市町村におけるネットワーク活動状況調査の実施や、要援護高齢者等支援ネットワーク会議の開催を適切に行うことができたため。	地域包括ケア課
	(イ)	高齢者等の消費者被害の未然防止と被害救済のため、要援護高齢者等支援ネットワークのような福祉のネットワークと連携した形で、市町村が消費者安全確保地域協議会を設置するよう促進します。 また、消費者安全確保地域協議会による高齢者等の見守りが円滑に行われるよう、消費者安全確保地域協議会と消費者被害防止センターとの連携を推進します。	消費者安全確保地域協議会の設置数	41	・高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化を図るためのフォーラム等を計4回実施（延べ208人参加）した。 ・「消費者安全確保地域協議会」の設置を推進するため、市町村消費者行政担当課長会議において、情報提供を行い、高齢者の見守り体制の整備を図った。	41	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行うとともに、参加者相互に情報交換を行った。また、協議会設置の理解を促進した。	消費生活課
ウ 各種団体との連携		地域に密着した活動をしている消費者団体・消費生活協同組合や事業者など各種団体との連携を推進します。		なし	【適格消費者団体との連絡協議会】 令和6年10月23日及び令和7年2月13日の計2回開催した。 【県生活協同組合連合会との連絡協議会】 令和6年7月31日及び令和7年2月13日の計2回開催した。	なし	B	各団体の消費者行政に関する要望や現状における取組に対し、県の考えを示す場や情報共有する機会を持つことで、消費者問題の把握ができ、その解決に向けた一つのきっかけとなつた。	消費生活課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)						
	(3) 消費者の組織活動の促進							-
ア 消費者の自主的活動の促進	自立した消費者を育成するため、消費者団体が消費生活の安定及び向上を図るために行う健全かつ自主的な組織活動を支援します。	被表彰者数	15人	埼玉県消費生活功労者表彰 11人	15人	B	各消費者団体等の活動に対し表彰を行うことにより、消費者団体の活動の活性化が図られた。	消費生活課
イ 消費者団体の交流・連携の促進	消費者市民社会の実現に向けて、県内消費者団体の交流や連携を促進します。	消費者大会の実施	1回	補助金交付決定額：400千円	1回	B	消費者大会の開催に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。	消費生活課
ウ NPO・ボランティアに対する活動促進・情報提供	県民がNPO活動等に参加しやすいよう、情報提供、相談対応、設立や運営支援、ネットワークづくりなどを進めます。	なし	なし	<p>【NPO法人認証事務】 NPO法人認証事務を行った。令和6年度末法人数 2,113法人 窓口相談延べ件数 593件(地域振興センターも含む)</p> <p>【NPO情報ステーション運営事業】 1.アクセス件数(トップページのみ) 令和6年度実績 53,752件(前年度比589件増加) 2.登録団体数 令和6年度実績 2,958団体(前年度比15団体増加) 3.登録団体による情報発信件数 令和6年度実績 230件(前年度比94件減少)</p>	なし	B	NPO法人の設立認証等に係る相談に適切に対応した。 県の事業や共助のイベント、民間の助成金などの情報発信を行い、共助の担い手の支援や地域の協働を促進した。	共助社会づくり課
	(4) 消費者意見の反映							-
ア 消費者の意見の県政への反映	消費生活に関する施策に関して消費者の意見が県政に反映されるよう、消費生活審議会を開催します。 また、消費者、生産者、加工・流通業者等の広範な県民で構成される「食の安全県民会議」を開催します。	消費生活審議会の開催(回数)	2回	<p>審議内容等 ・事業者処分の状況(報告) ・県内の消費生活相談の状況(報告) ・埼玉県消費生活基本計画の進捗状況について(報告)</p>	2回	B	計画通り2回の審議会を開催し、報告事項等について活発な議論がなされた。	消費生活課
		食の安全推進委員会の開催(回数)	3回	<p>【第1回推進委員会】 ・日時：令和6年6月3日(月) ・内容：(1)農業における環境負荷低減の取組について (2)食の安全・安心に係る今年度事業について (3)その他報告 【第2回推進委員会】 ・日時：令和6年11月15日(金) ・内容：(1)埼玉県オリジナル卵肉兼用鶏の販売対策について (2)食の安全・安心推進事業の効果的な進め方について (3)その他報告事項(S-GAPの改定について)</p>	2回	B	目標の開催回数を下回ったものの、2回の開催で関係者と十分な議論や意見交換を行い、食の安全・安心に係る施策を順調に推進することができた。	食品安全課
イ 消費者と事業者等の交流促進	食の安全・安心確保に向けた議論と相互理解の場として、消費者、農業生産者、食品加工・流通業者、学識経験者などで構成する「食の安全県民会議」を開催します。	食の安全推進委員会の開催(回数)	3回	<p>【第1回推進委員会】 ・日時：令和6年6月3日(月) ・内容：(1)農業における環境負荷低減の取組について (2)食の安全・安心に係る今年度事業について (3)その他報告 【第2回推進委員会】 ・日時：令和6年11月15日(金) ・内容：(1)埼玉県オリジナル卵肉兼用鶏の販売対策について (2)食の安全・安心推進事業の効果的な進め方について (3)その他報告事項(S-GAPの改定について)</p>	2回	B	目標の開催回数を下回ったものの、2回の開催で関係者と十分な議論や意見交換を行い、食の安全・安心に係る施策を順調に推進することができた。	食品安全課

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)							
4 消費者教育の推進								-
(1) ライフステージに応じた消費者教育の推進								-
ア 学習指導要領に基づく消費者教育の推進	小・中・高等学校の各学年・教科等における、子供の発達段階や特性に応じた消費者教育の推進を図ります。	高等学校における消費者教育の推進校数	137校	高等学校の家庭科、公民科等の授業において、消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者教育を推進した。	137校	B	【課題】 各校の実状に応じた消費者教育の実践及び自立した消費者の育成が必要である。 【対応策】 教員研修等、消費者教育の充実に向け、取り組む。	高校教育指導課
イ 成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進	成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者トラブルを防ぐため、教員や生徒への支援を行います。	なし	なし	・市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会の家庭、技術・家庭科分科会（4月、9月、1月）において、消費者教育の取組について情報提供を行った。 ・消費者教育研究協議会において、学校における消費者教育の取組について、情報交換を行った。 ・埼玉県教職員等消費者教育セミナーの開催を各学校に周知し、小学校5名、中学校106名の参加があった。 ・消費者教育の充実のための外部指導者の派遣事業を市町村教育委員会に周知し、小学校5校（6講義）、中学校20校（21講義）の実施があった。	なし	B	市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会や埼玉県教職員等消費者教育セミナーなど様々な会議において、消費者教育の推進を図ることができたため。	義務教育指導課
ウ 家庭における消費者教育や自主学習の支援	家庭でできるトラブル対策や事故防止を促すため、家庭での消費者教育や自主学習に役立つ情報及び製品安全事故情報を探して提供します。 また、事故情報等を活かした安全教育を推進します。	消費者啓発参考情報 「くらしの110番」の配信	12回	各媒体を利用した情報発信を行った。 ・ホームページ アクセス数 23,673回 ・X 247回（ポスト93・リポスト154） ・消費者啓発参考情報「くらしの110番」 (市町村宛て・電子媒体) 配信数 12回 ・消費者教育ツール「ホントにわかる！消費生活」（ホームページ掲載） 掲載数 2回 (情報の内容例) 多発相談事例とその対処方法、商品事故防止関連 (最新の製品事故や正しい使用方法等)、消費生活講座や講演会の開催他	12回	B	県民が情報に触れる機会を増やすため、複数の媒体を有効に活用して情報発信を行った。併せて住民に身近な市町村に向けても啓発情報を提供して活用を促すなど効果的に広報活動を行った。	消費生活支援センター

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
工 高齢者等に対する消費者教育	高齢者の学習の場である埼玉未来大学、公民館、自治会等において、消費生活講座の開催の充実を図ります。また、県や市町村の職員、消費生活相談員が自治会等に出向いて消費生活に関する知識を習得するための啓発講座を積極的に行います。市町村における消費生活相談窓口と要援護高齢者等支援ネットワーク等との連携を推進するための支援を行います。	<p>消費生活支援センターの消費生活講座を活用し、高齢者等の消費者トラブルを防止するための講座の開催を支援した。</p> <p>消費生活講座開催回数</p> <p>1 消費生活講座開催回数 78回 2 講演会 6回</p> <p>12回</p> <p>各媒体を利用した情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ アクセス数 23, 673回 ・X 247回 (ポスト93・リポスト154) ・消費者啓発参考情報「くらしの110番」(市町村宛て・電子媒体) 配信数 12回 ・消費者教育ツール「ホントにわかる！消費生活」(ホームページ掲載)掲載数 2回 (情報の内容例) 多発相談事例とその対処方法、商品事故防止関連(最新の製品事故や正しい使用方法等)、消費生活講座や講演会の開催他 <p>11,000部</p> <p>作成・配布部数</p> <p>啓発資料の作成・配布 21種類 16, 738部</p> <p>2回</p> <p>「高齢者の消費者被害防止フォーラム」の開催</p> <p>○高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラム実施した。 ・1回 参加者数60人</p> <p>○民生委員や地域包括支援センター職員、介護ヘルパーなど福祉部門の見守り担当者が消費者被害の未然防止と早期発見に必要な視点を身に付けるため、「消費者被害防止地域見守り担当者講座」を実施した。 ・回数 3回</p> <p>2回</p> <p>「高齢者の消費者被害防止フォーラム」の開催</p> <p>○高齢者の消費者被害を防止するため、福祉部門と消費部門の連携強化に向けたフォーラム実施した。 ・1回 参加者数60人</p> <p>○民生委員や地域包括支援センター職員、介護ヘルパーなど福祉部門の見守り担当者が消費者被害の未然防止と早期発見に必要な視点を身に付けるため、「消費者被害防止地域見守り担当者講座」を実施した。 ・回数 3回</p>	なし	なし	なし	B	県政出前講座と消費生活支援センターが開催を支援する消費生活講座とのすみ分けが課題となり、R6以降は、消費生活講座の活用へ移行した。消費生活講座の開催を支援することで、高齢者に対し、最近の悪質商法の手口や消費生活相談状況等の情報提供を行うことができた。	消費生活課	
			84回	B	高齢者の消費者被害防止等につながるテーマを選定して講座を開催した。	消費生活支援センター			
			12回	B	高齢者が情報に触れる機会を増やすため、複数の媒体を効果的に活用して情報発信を行った。併せて住民に身近な市町村に向けても啓発情報を提供して活用を促すなど効果的に広報活動を行った。	消費生活支援センター			
			16,738部	B	講座での配布のほか、他機関主催のイベントにも積極的に参加し、県民に配布することができた。	消費生活支援センター			
			フォーラム1回担当者講座3回	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行った。また併せて参加者相互に情報交換を行い、連携強化の促進に寄与した。	消費生活課			
			フォーラム1回担当者講座3回	B	高齢者の見守り活動を実施している者に対し、消費者問題の専門家から具体的な事例や救済方法などの情報提供を行った。また併せて参加者相互に情報交換を行い、連携強化の促進に寄与した。	消費生活課			

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所	
(中)	(小)								
ア 教育部門との連携の推進	学校教育との連携を図り、消費者教育を推進します。								
(2) 多様な主体と連携した消費者教育の推進		なし	なし	消費者教育研究協議会及び消費者教育連携会議を開催し、消費者教育の在り方について教職員とともに情報交換及び意見交換会を実施した。 ・消費者教育連携会議 1回開催 ・消費者教育研究協議会 1回開催 金融金銭教育研究校2校を委嘱し、消費者教育・金融経済教育を実践、成果発表を消費者教育研究協議会で行った。	なし	B	金融金銭教育研究校2校を委嘱するとともに、学校関係者と消費者教育の在り方について情報交換を行い、消費者教育の必要性について理解を進めることができた。	-	
		消費者教育連携会議開催回数	1回	消費者教育連携会議 ○1回開催 令和6年7月18日（オンライン） ・令和6年度の実施事業について ・消費者教育の取組と連携についての意見交換	1回	B	特別支援学校との連携を強化するため、教育局特別支援教育課の参加を実現することができた。	消費生活支援センター	
		消費者教育研究協議会開催回数	1回	消費者教育研究協議会 ○1回開催 令和7年2月19日（オンライン） ・消費生活支援センター及び金融広報委員会の取組について ・学校における消費者教育の現状と今後の方向性について ・金融教育研究校の計画、成果報告	1回	B	研究校の成果報告を実施し、積極的な意見交換ができた。	消費生活支援センター	
		教職員等消費者教育セミナーの開催回数	15回	教員局と連携し、教員のニーズを把握の上、セミナーを企画・開催した。 教職員等消費者教育セミナー 令和6年7月22日、23日、26日、8月6日、7日 計5日間・15回	15回	B	・教員局と連携し、教員のニーズに即したセミナーを開催することができた。	消費生活支援センター	
		開催回数	2	消費生活支援センター等の関係機関と連携した「消費者教育指導力向上講座」を実施した。 ○教職員等消費者教育セミナー 令和6年7月22日(月)、23日(火)、26日(金)、8月6日(火)、8月7日(水) ○成年年齢引下げに関する研修会 令和7年3月オンライン開催 「大宮商業高等学校 消費生活講座（家庭科）」	2	B	令和4年度から、年次進行で実施される高等学校学習指導要領による教育課程の実施及び成年年齢引下げに伴い、消費生活支援センター等の関係機関と連携することで、消費者教育指導力向上研修会を実施することができた。	高校教育指導課	
		各研修で継続的に実施	各研修で1回	<高等学校初任者研修（全体）>12月4日 内容：消費者教育の意義と進め方 <家庭科> 中学校 初任者研修（8月22日） 高等学校 初任者研修（9月4日）・5年経験者研修（7月25日）・中堅教諭等資質向上研修（8月22日） 内容：家庭科授業での消費者教育について 内容：金融経済教育 中学校・高等学校の系統性を意識した家庭科授業 内容：家庭科授業での消費者教育について <地歴公民科> 高等学校 中堅教諭等資質向上研修（8月22日） 内容：教科横断的な視点での授業作り（消費生活について）	各研修で1回	B	計画に沿って実施できた。学習指導要領に即した実践的な研修を、今後も実施していきたい。	総合教育センター	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
ア 教育部門との連携の推進 (続き)	ア 教育部門との連携の推進 (続き)	学校教育との連携を図り、消費者教育を推進します。 (続き)	作成・配布部数	124,000部	悪質商法被害防止の若者向けリーフレット（関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン）の作成・配布 124,000部 ・県内高校2年生 ・県内国・公・私立高等学校、特別支援学校 ・県内大学・短期大学・専修学校 ・市町村、警察 外	124,000部	B	成年年齢引下げを受け、翌年度に18歳を迎える県内の高校2年生全員を対象とした啓発リーフレットを配布した。	消費生活支援センター
			消費生活講座開催回数	80回（若年者） 166回（全体）	若年者向け講座 106回 参考 1 初級者向け消費者講座 29回 2 上級者向け消費者講座 32回 3 中高年向け講座 78回 4 教職員向け講座 19回 5 講演会 7回 合計271回	106回 (若年者)	B	若年層が理解しやすく印象に残りやすい講座を実施した。	消費生活支援センター
			教職員等消費者教育セミナーの開催回数	15回	教員局と連携し、教員のニーズを把握の上、セミナーを企画・開催した。 教職員等消費者教育セミナー 令和6年7月22、23日、26日、8月6日、7日 計5日間・15回	15回	B	・教員局と連携し、教員のニーズに即したセミナーを開催することができた。	消費生活支援センター
	イ 県消費生活支援センターの消費者教育の拠点機能の強化	学校で取り組む消費者教育、消費者教育の担い手を支援する機能の充実・強化を図ります。また、参加体験型の学習施設である生活科学センター（彩の国くらしプラザ）を活用し、消費生活に関する情報提供・学びの場の充実を図ります。	作成・配布部数	124,000部	悪質商法被害防止の若者向けリーフレット（関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン）の作成・配布 124,000部 ・県内高校2年生 ・県内国・公・私立高等学校、特別支援学校 ・県内大学・短期大学・専修学校 ・市町村、警察 外	124,000部	B	成年年齢引下げを受け、翌年度に18歳を迎える県内の高校2年生全員を対象とした啓発リーフレットの配布した。	消費生活支援センター
			生活科学センターの来館者数	159,000人以上	・生活科学センター来館者数 135,699人 来館者が展示等を見て・触れて・参加して、自ら考え・判断・行動できる「自立した消費者」になるために、タイムリーかつ魅力的な企画展や体験型イベントなどを実施した。 ・生活科学センターの魅力ある消費者教育施設の機能を充実させるため、主要な設備である「くらっしゃシアター」のシアター映像コンテンツを3編制作した。	135,699人	B	・生活科学センター来館者数 135,699人 来館者数がコロナ前の水準に戻りつつあり、多くの来館があった。 来館者が展示等を見て・触れて・参加して、自ら考え・判断・行動できる「自立した消費者」になるために、タイムリーかつ魅力的な企画展や体験型イベントなどを実施した。 ・生活科学センターの魅力ある消費者教育施設の機能を充実させるため、主要な設備である「くらっしゃシアター」のシアター映像コンテンツを3編制作した。	消費生活支援センター
			消費生活講座開催回数	80回（若年者） 166回（全体）	若年者向け講座 106回 参考 1 初級者向け消費者講座 29回 2 上級者向け消費者講座 32回 3 中高年向け講座 78回 4 教職員向け講座 19回 5 講演会 7回 合計271回	106回 (若年者)	B	若年層が理解しやすく印象に残りやすい講座を実施した。	消費生活支援センター
ウ 情報提供の機会拡充	ウ 情報提供の機会拡充	ホームページ、SNSなどによる情報提供、啓発資料の作成配布、生活科学センター（彩の国くらしプラザ）における消費生活関連の図書資料や視聴覚教材ライブラリーの提供など、情報提供の充実を図ります。	消費者啓発参考情報「くらしの110番」の配信	12回	各媒体を利用した情報発信を行った。 ・ホームページ アクセス数 23,673回 ・X 24.7回（ポスト93・リポスト154） ・消費者啓発参考情報「くらしの110番」 (市町村宛て・電子媒体) 配信数 12回 ・消費者教育ツール「ホントにわかる！消費生活」（ホームページ掲載） 掲載数 2回 (情報の内容例) 多発相談事例とその対処方法、商品事故防止関連 (最新の製品事故や正しい使用方法等)、消費生活講座や講演会の開催他	12回	B	高齢者が情報に触れる機会を増やすため、複数の媒体を有効に活用して情報発信を行った。併せて住民に身近な市町村に向けても啓発情報を提供して活用を促すなど効果的に広報活動を行った。	消費生活支援センター
			作成・配布部数	11,000部	啓発資料の作成・配布 21種類 16,738部	16,738部	B	講座での配布のほか、他機関主催のイベントにも積極的に参画し、県民に配布することができた。	消費生活支援センター

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
エ 地域の担い手の育成及び品質の向上	(ア) 地域の見守り活動や啓発活動を担うボランティアである消費者被害防止センター、消費生活に関する自主学習や啓発活動を行う県内の消費者団体・NPO等の活動支援、事業者と消費者との交流・情報交換の場の充実を図ります。また、高齢者等を見守る人向けの研修講座を実施し、啓発活動への活用を促進します。	サポーター登録人数（新規）	1,250	・基礎講座の開催：開催数4回（参加：41人） ・フォローアップ研修の開催：開催数5回（参加：72人）	1,130	B	サポーター登録人数は前年度末から横這いであったが、消費者被害の防止を図る地域での見守り活動の担い手の育成に寄与した。	消費生活課	
		研修・交流活動の実施（回数）	5回	全体研修・交流1回、地区別研修4回を実施した。	5回	B	消費者問題解決力を高めるための研修及び参加者の交流活動を行ったことにより、地域社会における消費者の連携、消費者問題解決力の強化に寄与した。	消費生活課	
		消費者大会の実施	1回	○事業者と消費者の交流・情報交換	1回	B	消費者大会の開催に対する支援を行ったことにより、消費者団体の交流・連携の促進に寄与した。	消費生活課	
	(イ) 消費者としての県民が、生産から食卓まで、食の安全性について総合的な理解を深めるための学習機会を提供します。リスクコミュニケーション研修会の開催や開催支援を行います。	リスクコミュニケーション研修会の開催(回数)	2回	○食の安全体験教室 4回 ・食中毒予防、手洗いのポイント等を主なテーマとして実施した。 ○食の安心サロン 17回 ・家庭でできる食中毒予防等を主なテーマとして実施した。 ○食のリスクコミュニケーション研修会 2回（ハイブリッド形式） ・講師を招き、食品安全に関するリスクコミュニケーションを主なテーマとして実施した。	2回	B	食の安全体験教室及び食の安心サロンについては、開催の依頼に適切に対応した。 リスクコミュニケーション研修会については、目標としていた回数の研修会を開催した。	食品安全課	
		事業者による消費者教育の支援	なし	従業員の消費生活トラブルを防ぐため、事業者が従業員を対象とした研修への支援を実施します。	なし	B	事業者団体等との意見交換を行い、消費者志向経営の推進を図った。	消費生活課	
(3) 関係機関・団体、関係教育分野との連携									-
ア 金融・金銭教育の推進	学校における金融・金銭教育の効果的な方法の研究を図ることを目的に、埼玉県金融広報委員会が研究校を指定して実践研究を支援します。また、子供から大人までの幅広い年齢の方を対象に、お金の使い方や金融経済に関する知識等を学ぶ講座の開催やアドバイザー講師の派遣を行い、学習の機会を充実させます。	研究校の委嘱数	2校	埼玉県金融広報委員会が小・中・高等学校等から研究校を委嘱 2校 ・令和5～6年度委嘱 羽生市立三田ヶ谷小学校 ・令和6～7年度委嘱 県立浦和商業高等学校	2校	B	・2校に対して随時情報提供、助言等を行うとともに、講座への講師派遣等の支援を実施した。 ・羽生市立三田ヶ谷小学校の委嘱終了に伴う令和7年度からの研究校について、教育局の推薦を受けて選定した。	消費生活支援センター	
		マネー講座開催回数	5回	マネー講座の開催 5回 ・夏休み親子マネー講座（2回） ・親子で学ぶマネーとゼイの講座（1回） ・冬季親子マネー講座（2回）	5回	B	グループワークなどを取り入れ、効果的に開催した。	消費生活支援センター	
		金融広報アドバイザーの派遣	54回	埼玉県金融広報アドバイザーの派遣 計36回（9月末廃止、J-FLECに移行） ・一般向け講座 4回 ・支援者・教職員向け講座 3回 ・若者向け講座 11回 ・中高年向け講座 18回 J-FLEC認定アドバイザーの派遣 計60回 ・一般向け講座 15回 ・支援者・教職員向け講座 4回 ・若者向け講座 22回 ・中高年向け講座 19回	96回	A	目標よりも多く各種の講座に金融広報アドバイザー（10月からはJ-FLEC認定アドバイザー）を派遣し、効果的に実施できた。	消費生活支援センター	
イ 法教育の推進	弁護士会や司法書士会の協力により、弁護士や司法書士が学校に出向いて様々な社会問題についての紛争解決を考えたり、契約（ルール）の基本について理解を深める講座の充実を図ります。	弁護士会等との連携（打合せ・講師派遣）	3回	○弁護士会との打合せの実施 ○弁護士等専門家（弁護士、司法書士及び大学教授等）を講師とした講座・講演の実施 ・教職員等消費者教育セミナー等への講師派遣 1回 ・大学生を対象とした消費者トラブルに関する講座 1回 ・広く県民を対象とした講演会 2回	4回	B	消費者教育や法教育について、県と弁護士会と打合せを行うとともに、県事業への講師派遣等を依頼した。	消費生活課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所	
(中)	(小)	取組内容(細)								
ウ 情報モラル教育の推進	子供たちが携帯電話やインターネットを安心して使えるように、子供や保護者向けの啓発講座を開催し、学校、家庭（保護者）、事業者等が協力してネット問題の対策について学ぶ機会の充実を図ります。	子供安全見守り講座の開催数	330	1 ネットアドバイザーによる「こども安全見守り講座」を開催した。 2 ネットアドバイザースキルアップ研修会を開催した。 3 効果的な啓発を行うため資料作成委員会にてデジタル・シティズンシップを取り入れた講座資料を作成した。	193	C	ネットアドバイザーによる講座を実施し啓発に努めたが、講座の開催数が、目標に対して実績が下回ったため。 なお、本講座等は、県内の学校その他からの依頼により、埼玉県ネットアドバイザーが児童生徒及び保護者等に講座を開催するものであり、計193回開催することで広く啓発を行うことができた。	青少年課		
		保護者等啓発動画の作成	2回	○実態の把握と分析 ・県立学校を対象としたサイト監視を実施した。（通年） ・サイト監視の情報等からネットトラブル注意報を発信した。（年12回） ○自助共助の取組 ・市町村教育委員会、公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」を広めるため、これまで行っていた学校におけるルールづくりに限らず、児童生徒自身がネット利用に関するルール等を作成・確認するなど、取組の幅を広げ、インターネットを介したトラブルの未然防止及び深刻化防止を図ることができた。 ・保護者等啓発動画を作成し、全県立学校、市町村教育委員会に対して発信した。（年2回）	2回	B	年度当初の計画通り、サイト監視からの情報を公立学校に提供し、児童生徒のネットトラブル防止の指導につなげることができたため。	生徒指導課		
		リスクコミュニケーション研修会の開催(回数)	2回	○食の安全体験教室 4回 ・食中毒予防、手洗いのポイント等を主なテーマとして実施した。 ○食の安心サロン 17回 ・家庭でできる食中毒予防等を主なテーマとして実施した。 ○食のリスクコミュニケーション研修会 2回（ハイブリッド形式） ・講師を招き、食品安全に関するリスクコミュニケーションを主なテーマとして実施した。	2回	B	食の安全体験教室及び食の安心サロンについては、開催の依頼に適切に対応した。 リスクコミュニケーション研修会については、目標としていた回数の研修会を開催した。	食品安全課		
5 持続可能な消費生活社会の実現										
(1) 人や地域・社会に配慮した消費行動の推進										
ア エシカル消費の普及啓発	消費者が人や社会・環境に配慮した消費行動や、消費者自身が社会的課題に気付き、その解決に取り組む事業者を応援する消費活動を行う「エシカル消費」の普及啓発を実施します。	消費生活講座開催回数	2回	講座開催回数4回	4回	B	高校生・教職員を対象として、エシカル消費に係る講座を実施した。	消費生活支援センター		
		なし	なし	・事業者団体等と意見交換を実施した。	なし	B	消費者団体から以前より要望のあった、消費者団体と事業者団体等との意見交換を行い、消費者志向経営の推進に寄与した。	消費生活課		
イ 食品ロスの削減	埼玉県食品ロス削減推進計画に基づき啓発等に取り組むとともに、食品ロス削減に向けて県民運動として展開します。	食品ロス量(t)	233千t(R8年度)	○「県下一斉フードドライブキャンペーン」の展開 ・令和6年10月1日から11月30日にかけて実施 ・101団体733窓口（市町村、社会福祉協議会、コーポみらい等）において食品の提供を受け付け、集まった約35,000点（約16.5トン）の食品を県内各地のフードバンクやこども食堂等に寄附 ○更新を迎える災害備蓄食料の有効活用策として、災害備蓄食料を保有する事業者とフードバンク等をマッチング ・フードバンク等への提供を希望する事業者を県で登録（累計42事業者） ・令和6年度末までに累計約25.2万点の食品を提供 ○食品ロス削減を呼びかける店内放送 知事の声で県民に「てまえどり」など食品ロス削減に向けたアクションを呼びかける店内放送を県内連携事業者（セキ薬品、イトーヨーカ堂、生活協同組合コーポみらい）の店舗で実施。 ○埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム「フードロス削減分科会」会員企業との連携 ・イオンレイクタウンでパネル展示やフードロス削減に関するワークショップ等を実施（令和6年9月15日） ・イオンモール浦和美園でフードロス削減に関するワークショップを実施（令和7年1月18日、19日）	180千t(R4年度)	A	家庭系食品ロス・事業系食品ロスそれぞれの対策について、取組の幅を広げて実施したため。	資源循環推進課		

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)			指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)	取組内容(細)							
ウ 地産地消の推進	県民の県産農産品の購入機会の拡大と利用促進を図ります。	県産農産物コーナー設置店舗数	25店舗/年	1 「近いがうまい埼玉産」地産地消活動推進事業 地産地消推進会議の開催や、地産地消推進月間におけるキャンペーンを実施した。 2 県産農産物サポート店推進事業 県産農産物を積極的に利用している店舗等を「県産農産物サポート店」としてR6年度には新たに21店舗登録し、県ホームページ「SAITAMAわっしょい」でPRを行った。 3 ふるさと認証食品認証推進事業 主原料に100%県産農産物を使用した加工食品を「埼玉県ふるさと認証食品」として、R6年度には新たに22製品認証した。 4 県産農産物コーナー設置促進事業 量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進し、R6年度には新たに30店舗に県産農産物コーナーを設置された。	30店舗	A	県産農産物コーナー設置店舗数の目標（25店舗/年）を上回り、地産地消月間キャンペーンの実施及び、県産農産物サポート店登録、ふるさと認証食品認証を適切に実施したため。	農業ビジネス支援課	
(2) 人や地域・社会に配慮した事業活動推進の支援									-
ア 消費者志向経営の推進	事業者が消費者全体の視点に立って、健全な市場の担い手として持続可能で望ましい社会の構築に向けて社会的責任を自覚して事業活動を行うため、消費者団体や事業者団体などと連携を図りながら消費者志向経営の推進を支援します。	なし	なし	・事業者団体等と意見交換を実施した。	なし	B	消費者団体から以前より要望のあった、消費者団体と事業者団体等との意見交換を行い、消費者志向経営の推進に寄与した。	消費生活課	
イ エコ農業の推進	エコ農業に取り組む産地、生産者に対して研修会や情報交換会等の開催及びイベント等でのPRや商談会等への出展を支援します。	環境保全型農業の取組面積	266ha	24市町、43経営体に対する支援を行い、環境保全型農業の取組面積は273haとなった。	273ha	B	県・市町村職員に対する事業説明会、生産者を対象とした説明会を開催するとともに、交付金申請事務等の支援を適切に行うことで、取組を計画的に進めることができたため。	農産物安全課	
ウ SDGs推進商店街の支援	埼玉県商店街振興組合連合会と埼玉県商店街連合会が実施するSDGsに向けた取組を支援します。	なし	なし	(埼玉県商店街振興組合連合会) エコボッカ（土に還せる）カイロ及び米ストローを製作し、会員である各商店街振興組合に配布することで、循環型社会の周知を図った。 (埼玉県商店街連合会) 3Rのロゴを使用したエコパック及び啓発用チラシを作成し、事業に参加する商店街(会)や各地区商連イベントに参加の消費者等へ配布することで、3Rの周知を図った。	なし	B	概ね当初計画どおり実施できたため	商業・サービス産業支援課	

第7期埼玉県消費生活基本計画 令和6年度実績及び自己評価 結果一覧（令和6年度末現在）

自己評価 A：計画した取組について高い水準で実施した B：計画した取組について適切に実施した C：計画した取組について達成水準を下回り適切に実施できなかった

施策の柱(大)		指標	R6目標値	R6年度事業実績	R6指標実績値	自己評価	自己評価理由	担当課所
(中)	(小)							
	(3) 環境への配慮							-
ア 環境教育の推進	環境に配慮した消費生活を送ることができる消費者の育成のため、環境アドバイザーの登録・紹介や環境学習応援隊の派遣を通して学校や地域における環境学習活動の充実を図ります。	環境アドバイザー及び環境学習応援隊の登録件数	226	1. 環境アドバイザーの登録・活動情報収集 市民団体や小・中学校等が主催する学習会や講演会等環境保全活動に対して専門的な見地から指導や助言を行う方を環境アドバイザーとして登録し、紹介した。また、活動したアドバイザーから活動情報を収集し、HPで公開した。【登録者数：135名】 2. 環境学習応援隊の派遣 環境保全のノウハウや環境学習プログラムを提供する企業等を「環境学習応援隊」として学校に派遣し、学校現場の環境教育を支援した。【登録者数：92者】【派遣実績：41件 受講者数：3,021名】	227	B	環境アドバイザー及び環境学習応援隊の合計登録者数の目標を達成し、合計派遣回数・受講者数も増加しており、事業として幅広く活用されているため。	環境政策課
		なし	なし	1. こどもエコクラブ活動への助成 こどもエコクラブの子供たちの環境学習を支援するため、活動費の一部を助成した。 【交付団体数 40団体】 2. こどもエコフェスティバルの開催 こどもエコクラブの活動発表の場を提供するため、こどもエコフェスティバルを開催した。【来場者数 合計約2,600人】	なし	B	こどもエコクラブ活動費の申請団体は例年40件前後で推移している。令和6年度は同程度の申請数であったため、例年と同程度の支援を実施できたといえる。 こどもエコフェスティバルでは、各こどもエコクラブの活動紹介のステージ発表や、作成した活動紹介レポートの展示、ブースでのワークショップ実施などを行い、活動発表の機会を確保した。	環境政策課
		累計受賞者数	なし	○募集の広報 ○応募数 62件 ○表彰数 18件 (大賞2件、優秀賞11件、奨励賞5件) ○表彰式開催	なし	B	例年と同等の応募者数及び表彰数であり、規模を変えず他の模範となる優れた取組を表彰することで、引き続き環境保全に関する意識の醸成及び行動の促進を図ることができた。 (応募者数) R4:63件、R5:69件、R6:62件、(表彰数) R4:22件、R5:20件、R6:18件	環境政策課
イ 3R (Reduce,Reuse,Recycle)の推進	プラスチックごみの削減及び適正処理の推進とプラスチック資源の循環的利用を促進します。	一般廃棄物の1人1日あたりの最終処分量(g/人・日)	27 (令和8年度)	①県が行う3R講座の受講者数：2,551人 ②彩の国リサイクル製品（主に県内で発生した循環資源を利用し、安全性や品質など一定の基準を満たすリサイクル製品を埼玉県知事が認定し、広報等を行うことで、利用を促進するもの） 認定状況：令和6年度新規認定3件・R6年度末累計31件 ③サーキュラーエコノミー（循環経済）*を推進するため、サーキュラーエコノミーに取り組む事業者、市町村、消費者団体等で構成する「埼玉県サーキュラーエコノミー推進分科会」を設置（令和6年度末会員数312者）。サーキュラーエコノミーに関する先進事例の共有、会員の交流の機会の提供、事業連携支援を実施。 プラスチック資源の循環に向けては、市町村向け説明会を実施。	31 (令和4年度)	B	1人1日当たりの最終処分量は、令和4年度時点で31gであり、令和8年度の目標である27gに向け、今後の実績値の確認及び、最終処分量削減に向け、対策を行っていく。	資源循環推進課
ウ 脱炭素社会づくり、再生可能エネルギーの普及啓発	地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減のため、家庭における省エネ対策の促進と県民への普及啓発を実施します。	エコライフDAY・WEEK実施回数	2回	○脱炭素社会の実現に向けた普及啓発 エコライフDAY & WEEK埼玉の実施（夏：令和5年6月～9月、冬：令和5年12月～令和6年3月） 「クールビズ」を中心とした夏のキャンペーン実施（令和5年5月～10月） 「ウォームビズ」を中心とした冬のキャンペーン実施（令和5年12月～令和6年3月） ○家庭での省エネ対策の強化 「家庭の省エネ相談会」15回開催（令和5年5月～1月） ○児童等への効果的な環境教育の推進 県内小学校向けの副読本を改定及び電子化。活用依頼を実施（令和5年12月） ○地球温暖化防止活動推進員の活動支援 地球温暖化防止活動推進員の研修を実施（令和5年7月、8月、令和6年1月、2月） 協働の促進と情報提供を目的としたWebサイト「彩の国環境ネットワークプラザ」をリニューアル（令和6年3月）	2回	B	予定していた計画通り、温暖化対策に係る普及啓発事業の実施ができたため。	温暖化対策課
		補助件数	3,588	住宅用省エネ・再エネ設備の導入を支援した。 【補助件数】3,063件	3,063	B	補助件数が目標値の8割以上を達成したため	エネルギー環境課